年　　月　　日

山梨県教育委員会　様

（申請者）

氏　名

住　所

**博物館登録申請書**

　博物館法第１１条の規定により、次の施設を博物館として登録されるよう申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事　項 | 記載欄 |
| 設置者の名称 |  |
| 設置者の住所 |  |
| 博物館の名称 |  |
| 博物館の所在地 |  |

（添付書類）

①公立・私立博物館双方

・開館日数が確認できるカレンダー

・基準適合状況調書（別紙１）

②公立博物館の場合

・地方公共団体が設置する博物館の場合は、当該博物館の設置条例

・地方独立行政法人が設置する博物館の場合は、当該法人の登記事項証明書

③私立博物館の場合

・法人登記事項証明書（設置者が法人であることを証明するための書類）

・博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明

する収支計画書等

・博物館を設置する法人において、民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類（別紙２）

・博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類

・博物館を設置する法人において、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力

との関係がないこと等を宣誓する書類（別紙３）

（別紙１）

基準適合状況調書

当館における博物館法第13条第1項第３号から第５号までの基準への適合

状況は次のとおりです。

（博物館の体制に関する基準）

|  |  |
| --- | --- |
| 基　準 | 記載欄 |
| 1　博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制 |  |
| ２　基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制 |  |
| ３　博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所属する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制 |  |
| ４　一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制 |  |
| ５　単独で又は他の博物館若しくは学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制 |  |
| ６　博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制 |  |
| ７　館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対し、その資質の向上のために必要な研修その他の研修に職員が参加する機会の確保 |  |

（博物館の職員に関する基準）

|  |  |
| --- | --- |
| 基　準 | 記載欄 |
| １　基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること |  |
| ２　学芸員が置かれていること |  |
| ３　基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること |  |

（博物館の施設及び設備に関する基準）

|  |  |
| --- | --- |
| 基　準 | 記載欄 |
| １　博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること |  |
| ２　防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること |  |
| ３　博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること |  |
| ４　高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること |  |

（別紙２）

年　月　日

山梨県教育委員会　様

（申請者）

住所

氏名

誓　約　書

　私は、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続き中又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続き中ではないことを誓約します。

（別紙３）

誓　　　　約　　　　書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

（１） 暴力団 （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２） 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（４） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

（５） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（６） 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

２　１の（２）から（６）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和　　年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　〔 法人、団体にあっては事務所所在地 〕

住　　所

　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　 〔 社印または代表者印 〕

（ふりがな）

法人名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　㊞

（ふりがな）

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞（男・女）

生年月日（大正・昭和・平成・令和）　　　年　　月　　日